

埼玉県障害者権利擁護センター事業委託に係る企画提案競技実施要綱

1 目的

この要綱は、埼玉県障害者権利擁護センター事業委託に係る企画提案競技を実施するために必要な事項を定める。

2 委託対象事業

(1) 事業名

埼玉県障害者権利擁護センター事業

※ 本事業は、令和7年度当初予算の成立が前提条件となる。

(2) 業務内容

「埼玉県障害者権利擁護センター事業委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおりに

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

2,330,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。また、予定価格は別途定める。

3 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、(1)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 過去5年以内において、国又は地方公共団体から本事業と同様の事業を受託又は指定を受け、全て誠実に履行した実績（平成31年4月1日から令和6年3

- 月 31 日の間に完了した事業実績)を有していること。
- (8) 埼玉県内に事務所等を置く者であること。
- (9) 本事業の仕様書で定める業務について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。
- (10) その他談合等の不正行為が一切ないこと。

4 募集スケジュール

令和 7 年 3 月 6 日 (木) 午後 4 時	質問の受付締切り
令和 7 年 3 月 7 日 (金) 午後 5 時	質問への回答
令和 7 年 3 月 13 日 (木) 午後 5 時	企画提案書の提出期限
令和 7 年 3 月 21 日 (金)	委託先候補事業者選定委員会による審査
令和 7 年 3 月下旬	選定結果の通知

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

- ア 提出書類
質問書 (様式 5)

イ 提出方法

- (ア) 持参又は電子メールのいずれかとする。
- (イ) 簡易なものを除き電話による質問には応じない。

ウ 受付期限

令和 7 年 3 月 6 日 (木) 午後 4 時

エ 提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 総務・市町村支援担当
電子メールアドレス : a3300-08@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

ア 回答方法

- (ア) 質問に対する回答は、質問者名を伏せて、埼玉県ホームページで公表する。
- (イ) 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。
- (ウ) 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。
- (エ) 質問内容によっては回答しない場合がある。

イ 回答日時

令和 7 年 3 月 7 日 (金) 午後 5 時

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書作成要領」を参照の上、次の書類を提出すること。

- ア 企画提案提出書 (様式 1)
- イ 企画提案書 (様式任意)
- ウ 事業進行予定表 (様式任意)

- エ 事業実施体制調書（様式２）
- オ 同種事業実績調書（様式３）
- カ 会社概要書（様式４及び会社パンフレット等）
- キ 参考見積書（様式任意）

（２）提出方法

電子メール

（３）提出期限

令和７年３月１３日（木） 午後５時

※ 必要書類の全てが揃っていないものや、記載内容に不備があり補正することができないものは受理しない。

（４）提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 総務・市町村支援担当
a3300-08@pref.saitama.lg.jp

７ 事業委託先候補事業者の選定

（１）事業委託先候補事業者の選定方法

ア 埼玉県が設置する「埼玉県障害者権利擁護センター事業委託先候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、企画提案の審査及び事業委託先候補事業者の選定を行う。

イ 埼玉県は、提出された企画提案書及びその他の書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を事業委託先候補事業者として選定する。

ウ 企画提案者多数の場合（概ね３者を超える場合など）は、書類による一次審査を実施する場合がある。当該審査を実施した場合、これを通過した企画提案者を選定委員会による審査の対象とする。

エ 一次審査の結果については、企画提案者へ個別に通知する。

（２）選定委員会による審査

ア 実施日時

令和７年３月２１日（金）午前

イ 実施場所

職員会館 福祉監査課相談室

ウ 審査方法

企画提案書の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、これを審査する。

エ 審査時間

１者につきプレゼンテーション２０分程度、質疑応答１０分程度

※ 審査時間割については、企画提案者へ別途連絡する。

オ 出席者

１者につき３名以内とする。

カ 審査項目

審査項目はおおむね次のとおりとする。

	審 査 項 目
(ア)	事業の実施体制
(イ)	情報管理体制
(ウ)	センター運営内容
(エ)	類似事業の履行実績
(オ)	その他事業遂行においてアピールできる点

(3) 選定結果の通知及び公表

事業委託先候補事業者の選定結果については、提案者全員に文書で通知するとともに、埼玉県ホームページにおいて公表する。

8 委託契約の締結

- (1) 埼玉県は、事業委託先候補事業者と業務遂行に必要な協議を行い、協議が整った場合は、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 事業委託先候補事業者との協議の結果、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、選定結果の次点の事業委託先候補事業者と順次交渉するものとする。
 - ア 合意に至らなかった場合
 - イ 参加資格を満たさないことが判明した場合
 - ウ 失格事項に該当した場合
 - エ 不正と認められる行為をしたことが判明した場合
 - オ その他契約締結が不可能となった場合
- (3) 契約の相手方は、埼玉県財務規則第81条第1項により、契約締結日までに契約保証金（契約金額の1%以上）を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項に該当する場合は、これを免除する。
- (4) 当該委託事業の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (5) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。

9 企画提案競技の停止、中止又は取消し

緊急等やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止し、中止し、又は取消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

10 その他

- (1) 令和7年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは調達手続きを延長し、又は停止することがある。
- (2) 企画提案競技への参加に係る費用（企画提案書の作成・提出、選定委員会参加に要する費用等）については、参加者の負担とする。
- (3) 埼玉県に提出された書類については、返却しない。

- (4) 県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

1 1 問い合わせ先

埼玉県福祉部障害者支援課 総務・市町村支援担当

電 話 048-830-3319

FAX 048-830-4783

電子メールアドレス a3300-08@pref.saitama.lg.jp